



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表

平成28年 8月15日

担当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課

課 長 新田 稔

主任監察監督官 山崎 陽子

<電話> 011-709-2311

(内線 3541)

報道関係者 各位

平成27年申告事案の概要について公表します

～ 申告受理件数は前年比4.6%減～

北海道労働局（局長 田中 敏章）及び管下17労働基準監督署・支署においては、労働者から労働基準監督機関に対して、申告（事業場における労働基準関係法令違反に関する事実を通告し、その救済を求める申出のこと。）が行われた場合には、当該事業場を管轄する労働基準監督機関が、臨検監督等により違反事実の有無を確認し、違反事実が認められた場合には事業主にその是正を指導し、改善させることにより労働者の救済を図っています。

この度、平成27年の申告事案の概要について以下のとおり取りまとめましたので公表します。

1 申告受理件数（別添資料図1、2参照）

1,811件（対前年比87件4.6%減）

申告受理件数は4.6%減少したものの、保健衛生業など一部の業種で増加した。

2 申告事案の内容（別添資料図1、図2参照）

賃金不払 1,405件（対前年比35件2.4%減）

解雇 220件（対前年比58件20.9%減）

3 今後の取組

北海道労働局では、申告があった場合にはこれまでと同様、労働者の置かれた状況に配慮の上、迅速・的確に処理を行うとともに、法違反を繰り返すなどの悪質な事業主については、司法処分に付すなど厳正に対処します。

- 1 申告受理件数は、景気動向等を反映して横ばい傾向となっており、平成 27 年は、対前年比 87 件減の 1,811 件となっている。
- 2 申告事項は、賃金不払が 1,405 件、次いで解雇が 220 件などとなっており、賃金不払は申告受理件数の 77.6%、解雇は 12.1%を占めている。

その他の事項としては、

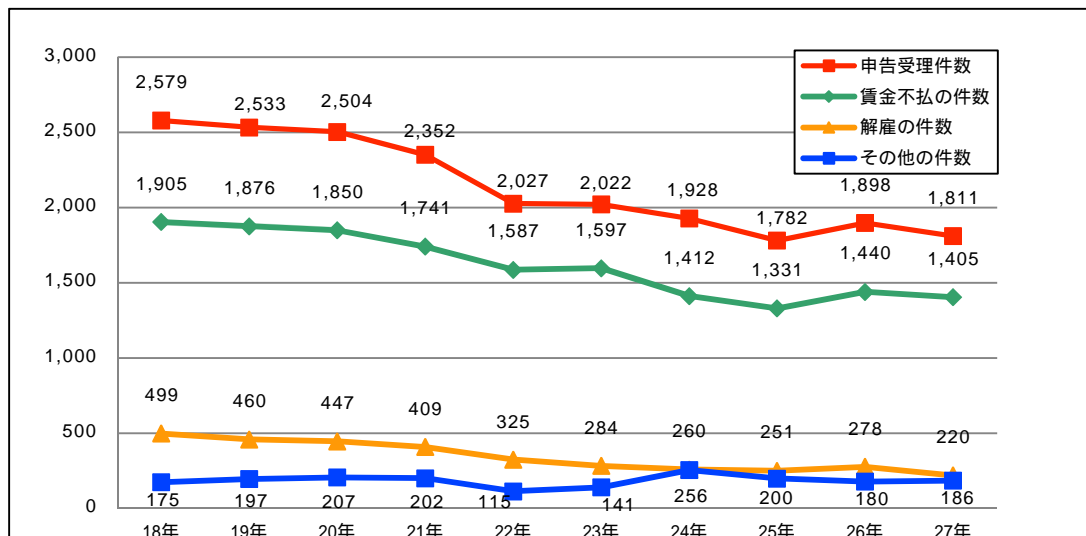
賃金額が北海道最低賃金を下回っている

法定労働時間又は時間外労働協定届の定めを超えて時間外労働を行っている

などがある。

図 1 申告受理件数及び申告事項の推移

(件)



- 3 申告を業種別にみると、商業が 336 件と最も多く、次いで建設業が 297 件、接客娯楽業が 291 件などとなっている。

図 2 申告受理件数及び業種別の推移

(件)

